

令和6年能登半島地震における災害廃棄物対策（令和6年2月13日7時時点）

災害廃棄物対策の基本方針：現地支援チームを被災地に派遣し、被災市町村のニーズに即してきめ細やかな対応

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握（人材バンクを活用した自治体職員の派遣）
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ・家屋解体ごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の応援による収集運搬支援

3. 災害廃棄物処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

※環境省では、市町村の廃棄物処理施設の災害復旧及び市町村が行う災害廃棄物の処理（収集・運搬と処分、全壊・半壊家屋の公費解体）に対して補助を実施。
※2/6に石川県が災害廃棄物処理の基本方針を策定（令和7年度末までの処理完了を目標）

災害廃棄物処理の進捗状況（環境省による調整・対応状況等）

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員を現地派遣し、現地確認、助言等を実施。能登地域6市町（1/5～：輪島市、珠洲市、志賀町、能登町、穴水町、1/8～：七尾市）へ常駐し支援を実施。人材バンク制度を活用し、これまでに災害廃棄物対応経験を有する自治体職員等57名（15自治体）を石川県内7市町に派遣
- 避難所等の仮設トイレのし尿について、現地の状況をきめ細かく把握し適切な頻度で回収実施
- 避難所の生活ごみや帰宅者の家庭ごみの収集については、他自治体等からのごみ収集車の応援派遣と地元の車両により、平時と同様の回収体制を整えつつある。また、ごみ焼却施設の復旧・代替受入先の確保による体制強化を順次実施中
- 被災により稼働を停止した**廃棄物処理施設の早期復旧**に向けた適確な**財政支援（国負担率を99%とする特例的な支援）**
- 生活ごみ・し尿の処理について、災害時における広域処理に係る**かかりまし経費※の支援**

※平時における通常の処理費用との差額

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場を設置（石川県6市6町、新潟県10市1村、富山県7市町：他の自治体も順次設置予定。）。**仮置場の適切な管理・運営**に関する助言等の支援を実施中
- 今般の災害によって生じた大量の**災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けた財政支援（国負担率を97.5%とする特例的な支援）**
- 全壊家屋に加え、**特例的に半壊家屋も解体支援（自己負担ゼロ）**。公費解体・撤去に係る**マニュアルを策定**
- 所有者不明空家の解体について、民法の新制度（**所有者不明建物管理制度**）等の積極的活用。空家への対応の法的整理に係る**事務連絡**を発出
- 「所有者不明建物管理制度」に関する**被災自治体職員向けの相談窓口**の開設
- 補助金や仮置場管理、家屋解体等に関する**被災自治体への説明会を順次実施**

＜災害廃棄物対策の流れ（イメージ）＞



避難所のし尿処理の状況について

令和6年2月12日時点
環境省

現状

- バキュームカーで仮設トイレに溜まったし尿の回収を実施。※簡易トイレについては使用後に固形ごみとしてパッカー車で回収。
- 稼働停止となっていたし尿処理施設の復旧が進んだ他（7施設中4施設）、バキュームカーの輸送効率を向上すべく、停止中の2施設の受入タンクを一時受入施設として活用。また、七尾市及び穴水町の下水処理場においてし尿の受入処理を実施中。さらに、富山県のし尿処理施設においてもし尿の受入処理を実施中。
- 避難所等に設置した仮設トイレ（経産省中心に2/7時点で約1,150基を設置済み（民間設置分の約320基を含む。））について、引き続き、各市町において、避難所の状況をきめ細かく把握し、適切な頻度で回収することを念頭にバキュームカーの運行を管理。

課題

- ① 回収体制の強化が進み、適切な頻度での回収体制を整えている状況であるが、引き続き、現場の個別の状況を的確に確認し、維持・徹底していく必要。
- ② 仮設トイレの衛生環境や利便性（和式→洋式への転換、夜間照明等）について、現場の課題を把握していくことが必要。また、一部の公衆トイレにおいて不適切な使用状況が確認され、衛生環境の確保が必要。
- ③ 簡易トイレから発生した固形ごみについても回収体制を確保しつつある状況。回収時の衛生面の確保（中身の飛散防止等）を含め、維持・徹底が必要。

対応

- ① 各市町の仮設トイレの設置状況をリスト化し自治体に提供する他、現地職員を通じて各市町におけるバキュームカーの運行状況を把握するなど、適切な頻度での回収が行われていることを確認。引き続き、現地へのきめ細かなサポートを実施。
- ② 環境省職員が避難所の仮設トイレの衛生環境の点検や避難者のニーズ把握を実施(2/8時点で約200箇所)。経産省から、洋式トイレアタッチメント550基・ランタン700個(2/7時点)を現地に送付している他、環境省と関係団体で連携し、消臭スプレー約2200本を配布中。また、県と連携して公衆トイレの状況を個別に確認し、衛生面を確保。
- ③ 固形ごみについて、地元自治体のパッカー車に加え、県内外の自治体や民間事業者の応援派遣により回収を実施。使用後簡易トイレの回収については色分けによる分別等、清掃業者への注意喚起を実施。

【仮設トイレからのし尿回収の流れ（イメージ）】



避難所等の仮設トイレ



バキュームカー



し尿処理施設

【使用後の簡易トイレの回収の流れ（イメージ）】



簡易トイレ



固形ごみでの保管

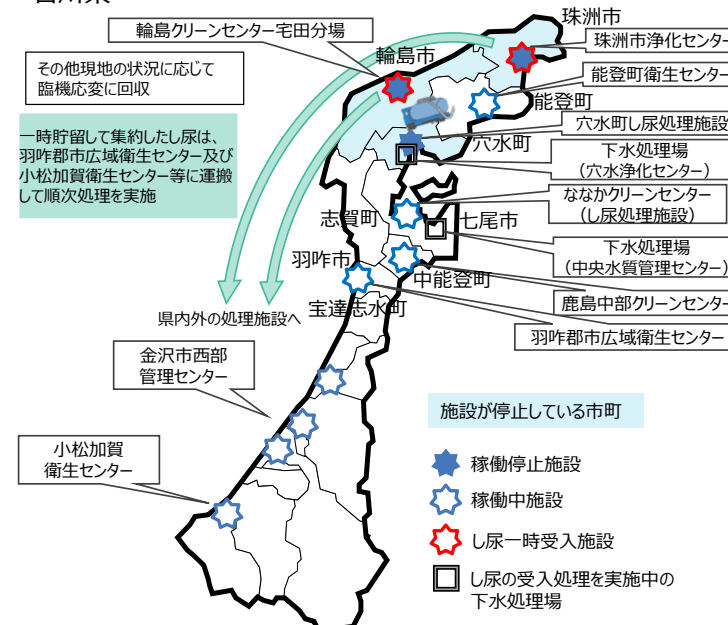


ごみ運搬車



ごみ処理施設

石川県 し尿処理施設の状況（2月12日時点）



和式→洋式トイレへの転換

画像：経済産業省X（旧ツイッター）



色分けにより分別した簡易トイレ固形ごみと可燃ごみ

石川県の生活ごみの収集運搬に関する対応状況

令和6年2月12日時点
環境省

現状

- 県内外の自治体や民間事業者から支援車両を被災自治体に派遣しており、地元の車両と併せて避難所ごみ及び家庭ごみの回収を実施。
- 被災により稼働停止となった焼却施設4施設のうち3施設が復旧し、施設による廃棄物の処理が再開。
- 処理施設が停止した地域では、収集した避難所ごみ及び家庭ごみを、焼却施設等に一次集積し、県内又は県外の一般廃棄物焼却施設へ搬出中。

課題	対応
① 一般家庭から排出されるごみの収集に加え、避難所から排出されるごみを収集しており、居住状況の変化や道路事情などにより運搬効率が悪くなることで、ごみ収集の遅れなどが生じないようにすることが重要。	① 環境省現地常駐者※が避難所ごみ等の排出状況を確認し、石川県と連携しながら、現場のごみの排出状況等に応じて応援車両の派遣先の調整などを実施。
② 停止中施設の敷地内などで、収集した避難所ごみ・家庭ごみを一時受入・保管中。現在、保管可能量を超える状況ではないが、そのおそれが生じた場合は、代替受入先の確保が必要。	② 焼却施設の復旧対策と並行し、周辺自治体の焼却施設等による処理を増強するために、必要に応じて受入先の確保や広域運搬方法を調整。

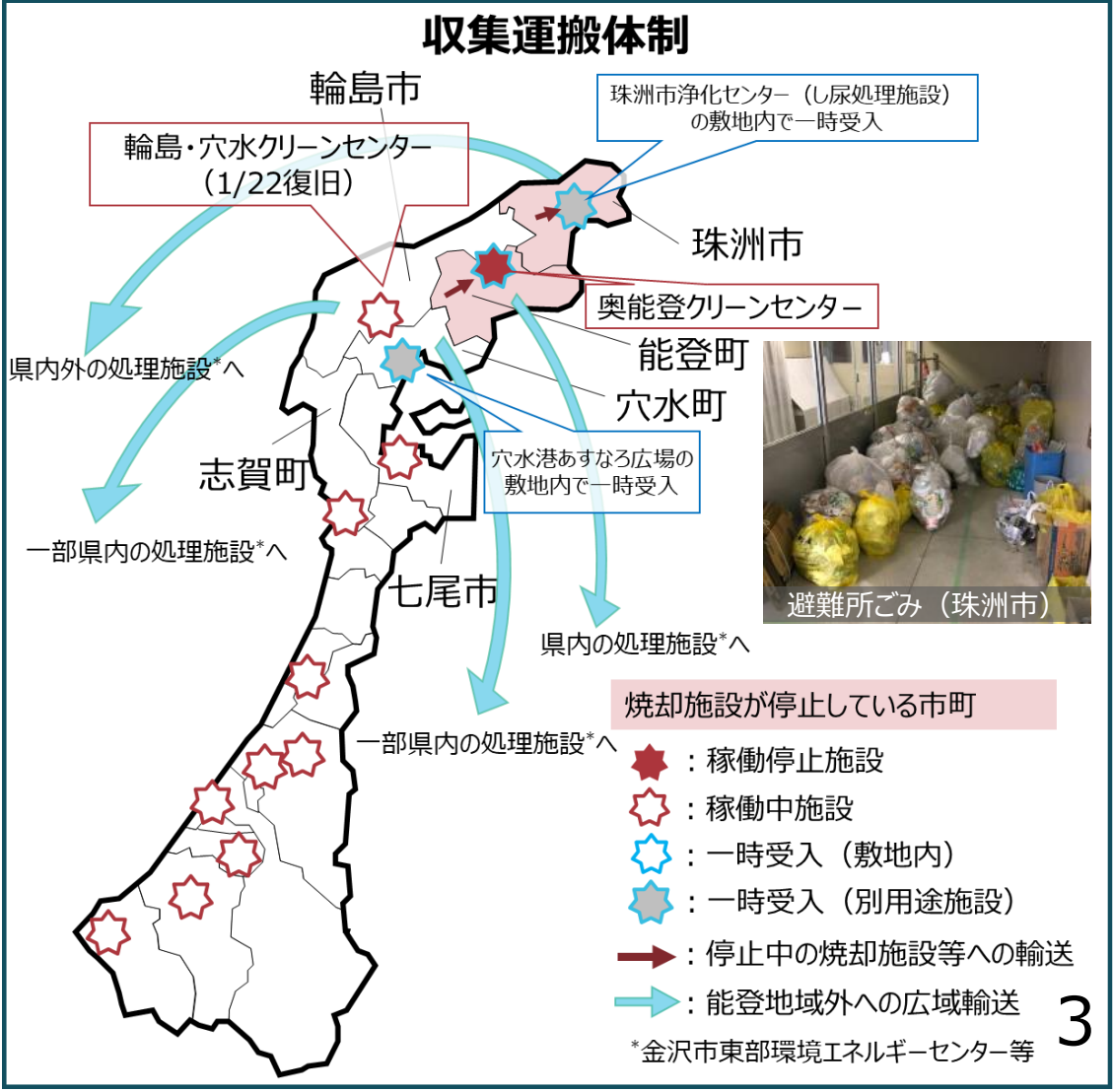
市町	回収頻度（避難所ごみ）＊	運搬先
	回収頻度（家庭ごみ）＊	
珠洲市	避難所の状況に応じ適宜対応	珠洲市浄化センター** 県内外の処理施設（金沢市等）
	平時と同様（可燃ごみと一部資源ごみ）	
能登町	避難所の状況に応じ適宜対応	奥能登クリーンセンター ** 県内の処理施設（金沢市等）
	毎日（可燃ごみのみ）	
輪島市	週に3回程度	輪島・穴水クリーンセンター 県内の処理施設（金沢市等）
	平時と同様（可燃ごみと一部資源ごみ）	
穴水町	1回/2日程度	穴水港あすなろ広場** 県内の処理施設（金沢市等）
	平時と同様（可燃ごみと一部資源ごみ）	
七尾市	1回/日程度	ななかリサイクルセンター
	平時と同様（可燃ごみ・資源ごみ）	
志賀町	平時と同様	リサイクルセンター（羽咋郡市）
	平時と同様（可燃ごみ・資源ごみ）	

*日により変動あり **一時受入（敷地内）

【生活ごみの収集運搬の流れ（イメージ）】



※珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、七尾市、志賀町の6市町に環境省職員を常駐派遣。



石川県・新潟県の被災したごみ焼却施設・し尿処理施設等の状況（令和6年2月12日時点）

被災施設数：

石川県 11 施設

うち復旧施設：6 施設

うち代替措置：5 施設

新潟県 1 施設

代替措置

石川県のごみ焼却施設等の状況

現状

- 4施設が被災。3施設が復旧。停止中の1施設については、施設復旧までの間、敷地内での一時集積を実施中。

課題

- ① 処理施設の早期復旧
- ② 避難所や停止中の施設で保管している廃棄物の受入処理施設の確保。

対応

- ① 各施設のプラントメーカーと連携し、早期復旧に取り組む。
- ② 排出状況に応じて広域的な処理を調整。

石川県のし尿処理施設の状況

現状

- 7施設が被災。3施設が復旧。停止中の4施設のうち2施設では受入タンクを一時貯留基地として利用中。
- 一部、下水処理場を利用した処理を実施。
- 仮設トイレの急速な増設に併せて回収体制を順次強化。

課題

処理施設の早期復旧

対応

各施設のプラントメーカーと連携し、早期復旧に取り組む。

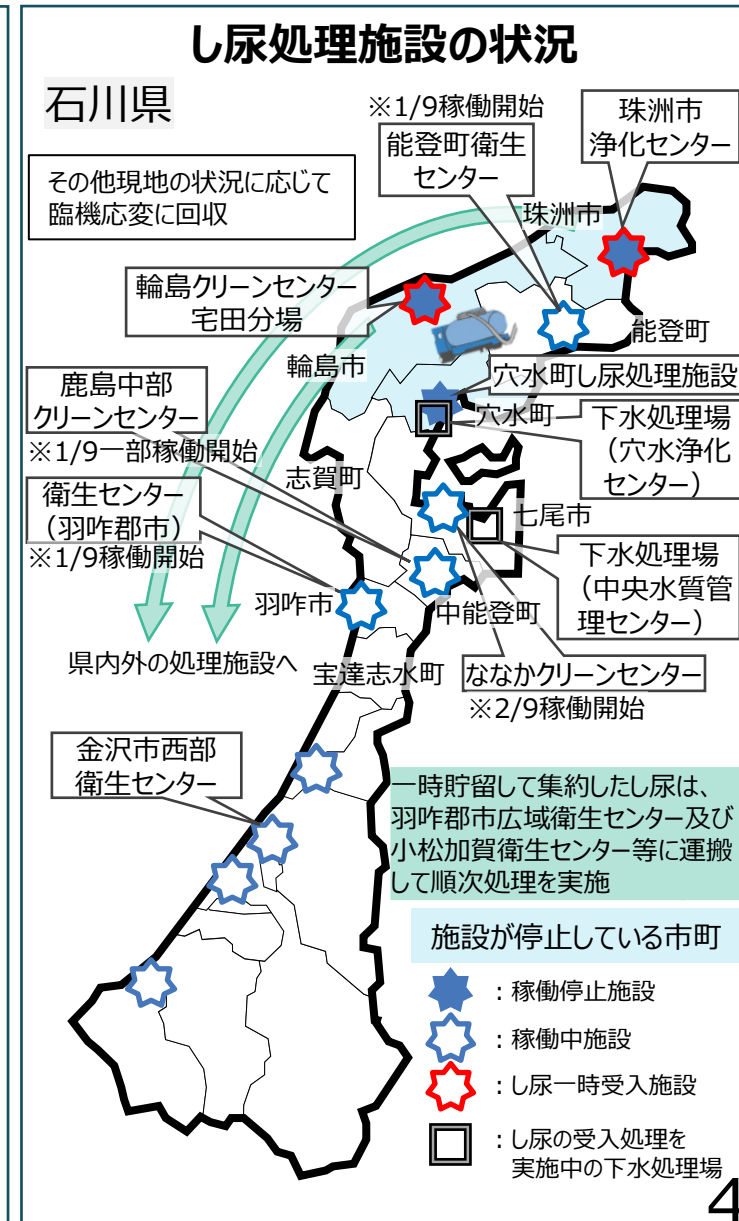
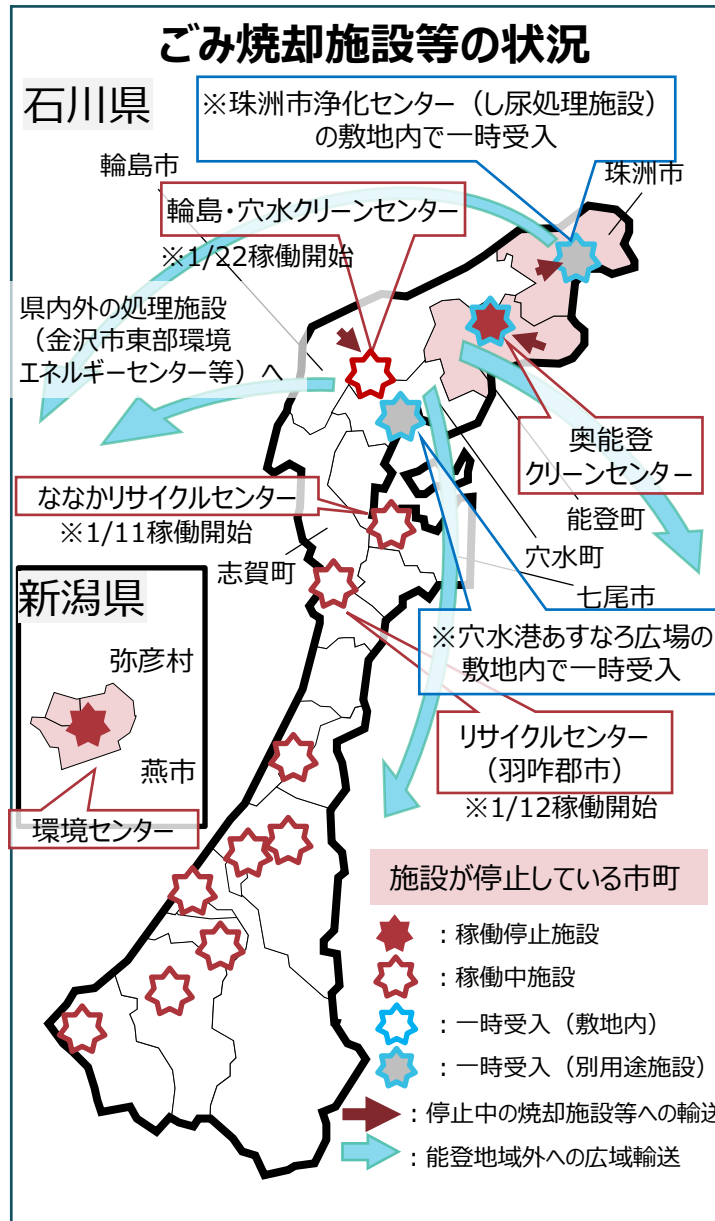
石川県

	施設名称	見通し	対応状況	処理能力
ごみ焼却施設等	奥能登クリーンセンター		代替措置：県内外の処理施設へ輸送	30t/日
	輪島・穴水クリーンセンター	1/22 復旧	—	35t/日
	ななかリサイクルセンター	1/11 復旧	—	70t/日
	リサイクルセンター（羽咋郡市）	1/12 復旧	—	66t/日

	施設名称	見通し	対応状況	処理能力
し尿処理施設	珠洲市浄化センター		代替措置：貯留ピットに一時貯留後に輸送	29kL/日
	能登町衛生センター	1/9 復旧	—	25kL/日
	輪島クリーンセンター宅田分場		代替措置：貯留ピットに一時貯留後に輸送	40kL/日
	穴水町し尿処理施設		代替措置：下水処理施設に輸送	7kL/日
	ななかクリーンセンター	2/9 復旧		79kL/日
	鹿島中部クリーンセンター	1/9 復旧	（※1系統運転で対応）	6.2kL/日
	衛生センター（羽咋郡市）	1/9 復旧	—	80kL/日

新潟県

	施設名称	見通し	対応状況	処理能力
焼却施設	燕・弥彦総合事務組合環境センター		代替措置：2施設中1施設は休止（※残った1施設で処理を継続するとともに、長岡市と三条市にて処理を実施（1/22～3/29）。）	237t/日



災害廃棄物の仮置場設置状況（令和6年2月12日時点）



現状

■ 設置予定の全ての市町村で仮置場が設置され、片付けごみ等が順次搬入。

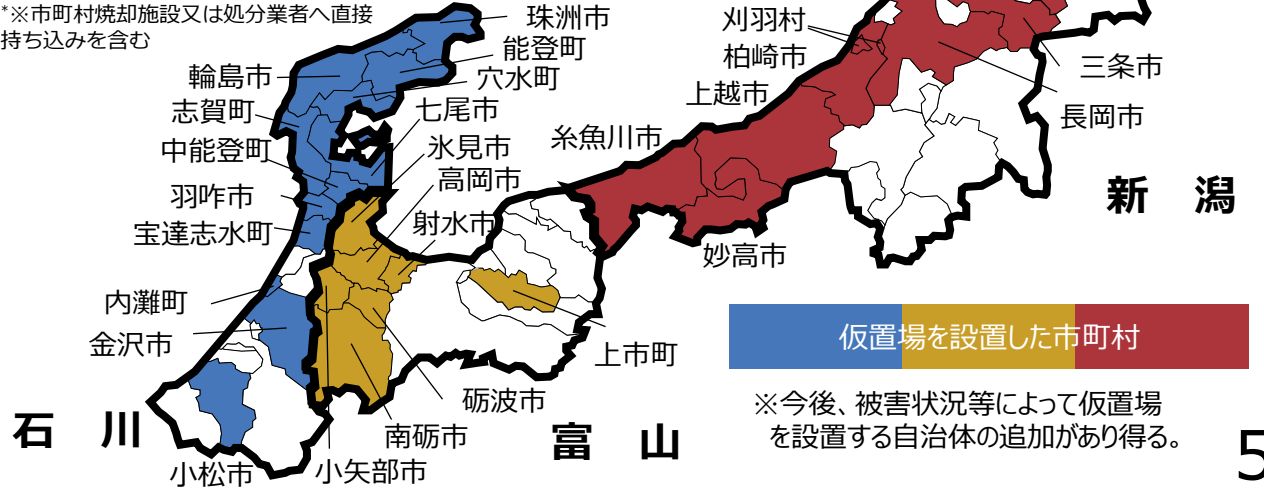
課題	対応
①設置済の仮置場において、搬入物の分別や適切な保管が行われないと、 処理の長期化や火災発生 などが起こり得る。	①派遣した職員や技術専門家が搬入物の分別や保管の状況を現地確認し、必要に応じて助言等を行う。
②各市町が設置した仮置場以外の敷地に、住民等による 片付けごみが一時的に集積 することにより、交通の妨げ等の事態が起こり得る。	②仮置場の設置について 事前又は早期に周知 を行う。市中を巡回する際には、こうした一時集積所が発生していないか確認するとともに、発生を確認した場合は速やかに一次仮置場へ集約し、解消する。
③自力での 片付け、搬出、仮置場への持ち込み等が困難な住民（高齢者世帯等）への支援 が課題。	③ボランティアと連携した被災家屋からの片付けごみ等の撤去・搬出を行う。また、戸別収集による支援についても対応を検討。
④住民が片付けごみを仮置場に搬入する際に、周辺に 渋滞が発生 し得る。	④仮置場の立地・規模等に応じた 車両動線の整理と誘導員の配置 を行う。
⑤搬入する災害廃棄物の量の増加等に応じ、 仮置場からの搬出や必要な仮置場の確保が必要 。	⑤災害廃棄物の 搬入・搬出状況の随時把握 に努め、ボランティアの受入れ状況なども踏まえつつ、状況に応じて仮置場の追加設置等の対応を行う。
⑥仮置場増設にあたり、 搬入路のアクセスや候補地の地面の状況が悪いことや、運営管理に係る要員不足 などが課題。	⑥派遣した職員や他市町からの支援員が仮置場候補地を巡回し、アクセス可能な車両等での仮置場対応、敷鉄板の設置、災害廃棄物の配置、災害廃棄物の分別方法等の留意点を確認する。要員が不足する場合には、 運営管理を民間事業者 に委託。

石川県 設置済：12		
自治体名	仮置場設置状況	設置数
金沢市	設置済：1/4～1/14受付終了	1
七尾市	設置済：1/12～	1
小松市	設置済：1/4～	1
輪島市	設置済：2/1～	1
珠洲市	設置済：2/1～	1
羽咋市	設置済：1/12～	1
内灘町	設置済：1/22～	1
志賀町	設置済：1/17～	2
宝達志水町	設置済：1/14～	1
中能登町	設置済：1/20～	1
穴水町	設置済：1/18～	1
能登町	設置済：2/5～	3

富山県 設置済：7		
自治体名	仮置場設置状況	設置数
高岡市	設置済：1/3～	1
氷見市	設置済：1/4～	1
砺波市	設置済：1/9～1/31受付終了	1
小矢部市	設置済：1/13～	1
南砺市	設置済：1/6～1/31受付終了	1
射水市	設置済：1/4～1/31受付終了	1
上市町	設置済：1/4～1/21受付終了	1

新潟県 設置済：11		
自治体名	仮置場等設置状況*	設置数
新潟市	設置済：1/3～	7
長岡市	設置済：1/9～1/31受付終了	2
三条市	設置済：1/5～1/31受付終了	1
柏崎市	設置済：1/11～	1
燕市	設置済：1/5～	2
糸魚川市	設置済：1/8～1/21受付終了	3
妙高市	設置済：1/5～1/19受付終了	2
五泉市	設置済：1/5～	1
上越市	設置済：1/5～	4
佐渡市	設置済：1/9～	3
刈羽村	設置済：1/11～	1

*※市町村焼却施設又は処分業者へ直接持ち込みを含む



※太字は環境省職員常駐の6市町



仮置場への搬入状況（2/1 珠洲市、輪島市）

仮置場を設置した市町村

※今後、被害状況等によって仮置場を設置する自治体の追加があり得る。

倒壊家屋の解体・撤去に向けた環境省の取組及び現状

令和6年2月12日時点



環境省の支援

財政支援

全壊・半壊家屋の解体・撤去について、災害等廃棄物処理事業費補助金及び地方財政措置による市町村への97.5%の財政支援決定（1/26）

空家への対応

技術支援

補助金や公費解体・撤去に関する自治体向け説明会開始（1/10以降順次開催）

公費解体・撤去に係るマニュアルの提供/空家への対応の法的整理に係る事務連絡の発出（1/29）

「所有者不明建物管理制度」等の活用に係る市町職員向け相談窓口の設置（2/5～）

人的支援

災害廃棄物処理の知見を有する環境省職員や他自治体職員の派遣（1/2以降順次）

特に被害の甚大な地域では、環境省職員と過去に被災経験を有する他自治体職員から成る解体・撤去専門チームによる支援（1月末以降順次）



倒壊家屋



家屋解体

自治体の家屋解体・撤去事業のフロー

罹災証明書の交付（全壊・半壊の認定）

被災者への公費解体制度の事前周知・詳細周知

構造物解体協会等との調整

家屋被害の全容把握

対応の優先付け

空家への対応

空家の場合

優先順位が高い空家について所有者の特定

空家以外で、倒壊のおそれがある場合など

所有者の同意取得

場判
所有
明し
者が
たが
所有者不明
の場合

所有者からの解体・撤去申請の受付

解体・撤去関連業務の業務委託

解体廃棄物の仮置場の確保

解体業者と緊急随意契約締結

民法の「所有者不明建物管理制度」を活用し、空家の管理人を申立て・選任

解体・撤去工事

管理人が解体・撤去申請

石川県における全壊・半壊建物の解体予定



- ・解体想定数 約22000棟
- ・解体期間 2024.3～2025.10

出典：石川県発表資料より作成